

岩手県告示第 168 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、久慈港港湾計画の概要を次のとおり公示する。

平成 19 年 3 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 港湾計画の概要

土地造成及び土地利用計画

積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：ヘクタール

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
諏訪下地区	(43)	(23)	(11)	(6)	(6)	(89)
	43	23	11	6	6	89

注 1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3 今回の変更にかかる地区のみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾空港課及び久慈地方振興局土木部